

1

1. 今後の追加接種の体制確保について

2. 交互接種について

3. 1・2回目接種について

① 接種の状況

② 今後のワクチンの供給について

③ 安全なワクチン接種に向けた取組

④ 接種体制について

⑤ 職域接種の2回目接種の機会確保について

⑥ 副反応に係る情報

ひと、くらし、みらいのために



(2)追加接種（3回目接種）

まとめ

- 諸外国において、2回新型コロナワクチンを接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されている。
- 一部の国においては、2回のワクチンを接種後、一定の間隔において、追加接種を実施する方針が打ち出されている。



対応方針

論点	対応方針
● 追加接種を行う必要があるか	● 国内外の感染動向やワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の対応状況等に鑑み、 追加接種の必要がある。
● 追加接種を行う場合、2回接種完了からの接種間隔をどうするか	● 追加接種の時期は、諸外国の動向や現時点で得られている科学的知見から、 2回接種完了から概ね8ヶ月以上後 とする。 ※今後の更なる科学的知見を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととする。
● 誰を対象者とするか	● 追加接種の対象者は、 更なる科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ 判断する。
● 使用ワクチンについて	● 使用するワクチンは、1・2回目に用いたワクチンと同一のワクチンを用いることを基本としつつ、更なる科学的知見等を踏まえ、早急に結論を得ることとする。

追加接種の全体像 想定シナリオ

対象者・回数

- 2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を対象に、1回追加接種を行う。

※追加接種の対象者は、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後厚生科学審議会の審議を経て、判断することになるが、2回の接種を受けた全員が対象になることを想定して準備する。

接種事務の運用

- 基本的には、従来の運用を継続。
- 追加接種用の接種券は、VRSや予防接種台帳から対象者を抽出した上で、段階的に配布。
- 運用改善の観点から、
 - ①QRコードを追記
 - ②接種歴や接種券などの情報を予診票にプレプリントなどの見直しを行う。

開始時期

- 未定（2回目接種終了から8か月以上後）

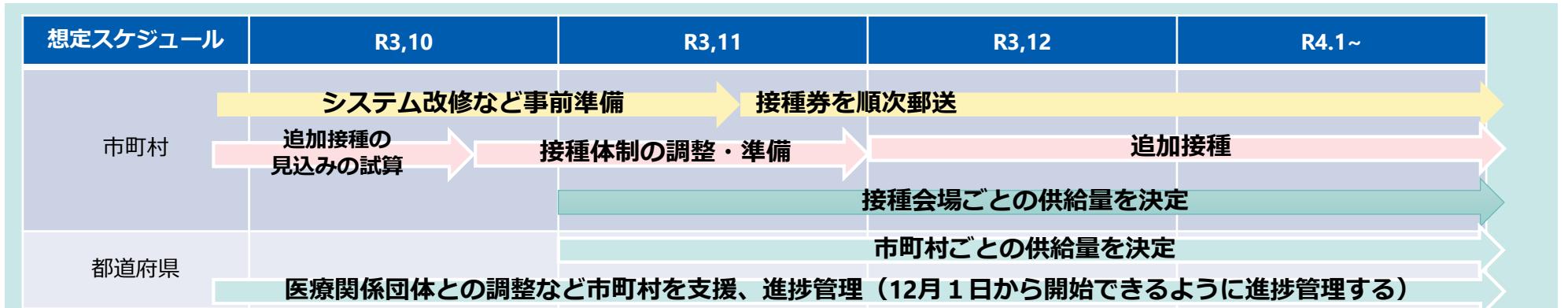
2回目接種終了者数と追加接種開始の時期

2回目接種終了から8か月以上後に、全員が追加接種を受けられると仮定。
(すなわち、2月から先行接種開始した医療従事者等は12月から追加接種が始まる。)

ワクチン	対象者 (想定される追加接種開始時期)	2回目接種時期					合計
		R3.3月,4月 (R3.12月)	R3.5月 (R4.1月)	R3.6月 (R4.2月)	R3.7月 (R4.3月)	R3.8月 (R4.4月)	
ファイザ	医療従事者等 (約571万人)	104	200	182	84	—	571
	高齢者 (約3046万人)		61	1,147	1,540	299	3,046
	その他一般住民 (約1518万人)		43	62	366	1,047	1,518
武田／モデルナ	医療従事者等 (約5万人)			0	5	—	5
	高齢者 (約84万人)			8	68	9	84
	一般住民 (大規模) (約594万人)				131	462	594
	一般住民 (職域) (約580万人)				145 ※VRS重複あり	434 ※VRS重複あり	580 ※VRS重複 (331万人分)あり
AZ	一般住民					0	0

追加接種の体制確保

- ・市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、接種体制を確保する。
- ・都道府県は、12月から追加接種を開始できるように、市町村を支援しながら進捗管理する。



① 接種会場の調整

- 市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、見込み数を試算し、必要な接種会場を確保。

- 医療従事者等は、住所地外接種（勤務先）も可能。

※都道府県の支援の例：医療関係団体と協力して、医療機関ごとに勤務先での接種を希望する医療従事者等の人数を把握し、市町村と情報共有

- 市町村は、接種会場と調整の上、接種会場ごとの希望量を登録。
- 都道府県は、市町村と医療関係団体と調整の上、市町村ごとの供給量を決定。
- 市町村は、接種会場ごとの供給量を決定。

※都道府県の支援の例：在庫管理と市町村への適切な分配

- 市町村は、12月から追加接種を開始できるよう、対象者の追加接種時期にあわせて接種券を郵送。接種会場と調整の上、予約を受付、ワクチン接種を実施。

※都道府県の支援の例：接種券の郵送時期の足並みがそろいうように進捗管理

② 接種会場へのワクチンの供給

③ 接種券の郵送、予約 ワクチン接種

追加接種の体制確保の進め方（イメージ）

- ・市町村は、①住民接種と②医療機関における職員等への個別接種を組み合わせて、追加接種を進める。
- ・②医療機関における職員等への個別接種については、パターン1からパターン3を参考にして、地域の実情を踏まえて、市町村と都道府県とで協力しながら対応する。

①住民接種

- 市町村は、VRSまたは予防接種台帳を利用して、2回目接種完了から一定期間経過した住民を抽出して、段階的に接種券（接種券と予診票一体型の新様式）を郵送できるように、VRSへの未入力データの入力やデータクリーニングなど必要な準備をする。
 - 市町村は、接種券を受け取った住民が、円滑に追加接種を受けられるように、接種見込み者数を試算して、個別接種と集団接種を組み合わせて、必要な接種体制を構築する。
 - 市町村は、11月から接種券を順次発送し、予約を受け付け、12月から接種を開始できるように準備する。
- ※医療機関における職員等への個別接種の対象とならない医療従事者等（職員等への個別接種を希望しない病院・診療所、薬局、訪問看護ステーションなどの従事者や消防職員等）については、住民接種の枠組みで対応することに留意。

②医療機関における職員等への個別接種

パターン1

- 市町村は、圏域内の医療機関（病院および診療所）に対して、職員等への個別接種の実施意向があるかどうかを調査する。

- 市町村は、職員等への個別接種の実施の意向のある医療機関に対して、集合契約など個別接種にあたって必要な準備を促し、住所地外の職員の分も含めて必要量のワクチンを提供する。

パターン2

- 都道府県は、圏域内の医療機関（病院および診療所）に対して、職員等への個別接種の実施意向があるかどうかを調査する。

- 都道府県は、職員等への個別接種の実施の意向のある医療機関に対して、集合契約など個別接種にあたって必要な準備を促し、住所地外の職員の分も含めて必要量のワクチンを提供する。

パターン3

- 市町村は圏域内の診療所、都道府県は圏域内の病院と役割分担をして、職員等への個別接種の実施意向調査や、ワクチンの提供等を行う。

追加接種用のワクチンの配分スケジュールについて（今年分）

クール名称	県別の 基本配分 計画	納入希望(量)の 登録【医療機関】	割当期限 【都道府県】	確定処理期間 (データロック) 【国】	割当期限 【市町村】	確定処理期間 (データロック) 【都道府県】	納入予定の 入力日 【メーカー各社】
3rd PF 第1クール		～10/31(日)	～11/1(月) 20時	11/2(火) 12時	11/4(木) 12時	11/4(木) 20時	～11/9(火) <u>配送 11/15週 &11/22週</u>
3rd TM 第1クール	10月上旬 目処	事前調整 ～11/2(火)	—	—	—	—	～11/9(火) <u>配送 11/15週 &11/22週</u>

注) どういった方に3回目接種用のワクチンとしてどのワクチンを使用するか等の詳細については今後、厚生科学審議会での審議が必要。

第1クール以降に向けた作業について

- 早ければ追加接種が12月から開始されることを想定して、市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種をできるように、見込み数を試算し、必要な接種会場数を確保。

※都道府県の支援の例：医療関係団体と協力して、医療機関ごとに勤務先での接種を希望する医療従事者等の人数を把握し、市町村と情報共有

- ディープフリーザーの新設等が必要な場合は、納入予定週の2週間前までに厚労省に連絡が必要。具体的な手続き等については、10月上旬を目処に都道府県別の分配量等をお知らせする際に、併せてお知らせする予定。

第2クール以降について

- 次回の配送については、2022年1月又は2月を予定しており、具体的な時期や規模感については、11月下旬を目処にお知らせする。

追加接種に係る事務運用の全体像

① 対象者の抽出・接種券の発行

- VRSや予防接種台帳の記録から、**2回目接種終了から一定期間*が経過した者を抽出。**
- **新たな様式（接種券と予診票の一体型）**を用いて、接種券を発行。

* 接種券の印刷・発行に一定期間必要であることを踏まえ抽出すること。
例えば、接種券の印刷・発行等に1か月必要な場合、2回目接種終了から8-1か月目の人を抽出する必要がある。

② ワクチン接種

③ 接種済証の交付

- **新たな様式**を用いて、接種済証を交付。
- 会場への持参忘れ・紛失した者に対しては、**接種記録書**を交付。

④ VRSへの接種記録読取・登録

- 従来と同様、タブレットによる接種券読み取り。※QRコードを活用
- **「予診のみ」となった接種券を読み取らないように注意。**

⑤ 費用の請求・支払い

- 従来と同様の運用を継続。

①対象者の抽出・接種券の発行～概要～

課題

- 追加接種は、2回目接種から概ね8か月以上経過した者を対象にすることから、当該者の接種開始時期が決まっている。
- 従来のシール型接種券は、専用の台紙の調達・印刷に係る事務負担が大きく、迅速な発行が困難であるという課題あり。

追加接種時の対応

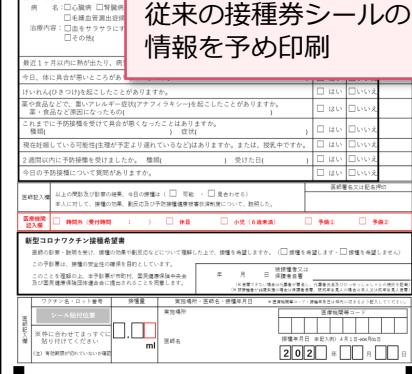
- VRSや予防接種台帳の記録から、対象者を抽出した上で必要なタイミングで接種券を発行。
(転入者等、市町村では接種記録が把握できない者については、本人の申請に基づいて発行)
漏れなく抽出を行うためには、接種券付き予診票等、未入力の接種記録があれば早期に入力していただく必要がある
- シール型とせず、新たな様式（接種券と予診票の一体型）を用いて接種券を発行。※やむを得ず、シール型を使用する場合の様式は追って提示。
全国一律で、VRSの読み取りに対応したQRコードの印字を必須化する。
予診票部分の住所、氏名、生年月日、性別、接種履歴（及び接種券部分の全項目）をプレプリントする。

接種券の新様式案

印刷必須
印刷原則



従来の接種券シールの
情報を予め印刷



接種券部分の仕様

項目	現行の記載内容	新様式における記載
券種	1(予診のみ)、2(ワクチン接種)	2(ワクチン接種)を印刷 ※1
接種回数	1(1回目接種)、2(2回目接種)	3(3回目接種)を印刷
請求先	都道府県・市町村名、市町村コード(6桁)	変更なし
券番号	市町村内一意の10桁の数字	変更なし(1・2回目と同じ番号)
接種者氏名	原則20文字以内の氏名	変更なし
バーコード	任意で印字	原則、OCRライン情報をバーコード化して印字 ※2
OCRライン(18桁)	券種+接種回数+市町村コード+接種券番号	変更なし
QRコード	—	OCRライン情報をQRコード化して印字(必須)

※1 券種欄には、一律「2」を印刷し、予診のみの場合は、(□予診のみ)欄にマーキングする(被接種者は、市町村に接種券の再発行を申請)

※2 1・2回目接種時に用いていたOCRライン情報とは異なる情報をバーコード化しても差し支えない

①対象者の抽出・接種券の発行～予診票の見直し～

現行様式

■ 新型コロナワクチン接種の予診票 (アストラゼネカ用)

※ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンでも使用できます。
※太枠内にご記入またはチェック印を入れてください。

都道府県	市区町村		
フリガナ	電話番号 ()		
氏名			
生年月日 (西暦)	年 月 日 生 (満) 歳	□男・□女	診療前の体温 度 分
質問事項			
新型コロナワクチンの接種を初めて受けましたか。 (接種を受けたことがある場合 1回目: 月 日、2回目: 月 日)		回数欄	医前記入欄
現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。		□はい	□いいえ
『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。		□はい	□いいえ
接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。 □医療従事者等 □65歳以上 □60~64歳 □高齢者施設等の従事者 □基礎疾患を有する人		□はい	□いいえ
いますか。 疾患患 (□血が止まらない病気 □免疫不全) () □その他()		□はい	□いいえ
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名()		□はい	□いいえ
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()		□はい	□いいえ
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。		□はい	□いいえ
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()		□はい	□いいえ
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなかったことはありますか。 種類() 症状()		□はい	□いいえ
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。		□はい	□いいえ
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()		□はい	□いいえ
今日の予防接種について質問がありますか。		□はい	□いいえ
以上の問診及び診察の結果、今日の接種は (□可能 □免合わせる)		医師署名又は記名印	
医師記入欄 本人に対して、接種の効果・副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明しました。 □被接種者は6歳未満である(該当する場合は添つぶしてください)			
新型コロナワクチン接種希望書			
医師の診察、説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望します。 <input type="checkbox"/> 接種を希望します <input type="checkbox"/> 接種を希望しません			
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。			
このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険掛拂会合に提出されることに同意します。			
※枠に合わせてまっすぐに貼り付けてください (注) 有効期限が切れてないか確認			
医師記入欄	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	※医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください
シール貼付位置	実施場所	医師名	医療機関等コード
※枠に合わせてまっすぐに貼り付けてください			

追加接種用の予診票案

被接種者個別情報の印刷 (必須)

被接種者個別情報の印刷 (原則)

■ 新型コロナワクチン接種の予診票 (追加接種用)

※太枠内にご記入またはチェック印を入れてください。

住民票に記載されている住所	都道府県	市町村	郵便番号	2 (□ 予診のみ) 3 () 面目
フリガナ	氏名	電話番号 ()	券番号	○○○○○市 1234567890
生年月日 (西暦)	年 月 日 生 (満) 歳	□男・□女	氏名	プレプリント 太郎
接種年月日				233234561234567890

接種券の券面情報は、
予診票に直接印刷する

① 3回目になるため文言の時点修正

② 1・2回目に使用したワクチン記載欄を追加

最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 症状()	□はい	□いいえ
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()	□はい	□いいえ
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。	□はい	□いいえ
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()	□はい	□いいえ
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなかったことはありますか。 種類() 症状()	□はい	□いいえ
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。	□はい	□いいえ
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()	□はい	□いいえ
今日の予防接種について質問がありますか。	□はい	□いいえ
医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の接種は (□可能 □見合わせる) 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明しました。		
区病機関記入欄 □ 時間外(受付時間 :) □ 休日 □ 小児(6歳未満) □ 予備① □ 予備②		

ワクチン接種希望書

受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望します。接種を希望します 接種を希望しません
接種の安全性の確保を目的としています。

理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険掛拂会合に提出されることに同意します。

(注) 有効期限が切れてないか確認

時間外加算等を一体的に
費用請求できるように、
チェック項目を追加

実施場所	医師名	接種年月日	※医療機関等コード
シール貼付位置	ml	医師名	接種年月日
※枠に合わせてまっすぐに貼り付けてください			
(注) 有効期限が切れてないか確認			

(注) 現時点の様式案であり、確定したものは追ってお示しする。

①対象者の抽出・接種券の発行～転入者等への対応～

課題

- 追加接種の実施に当たっては、各市町村がVRSや予防接種台帳の記録をもとに対象者を抽出することとしているが、他市町村で2回目の接種を終えた後に転入してきた者など、当該市町村の記録からは抽出困難な者が一定数存在する。

追加接種時対応

- 上記のような者に対しては、**本人の申請に基づき**、接種券を発行することとする。
- 申請を受けた市町村は、**必要に応じて、接種済証や接種記録書、VRS等から当該者の接種状況を確認**する。
➡ 上記2点は、**従来の接種券再発行手続と同様の対応を継続**
- 市町村は、転入者等が申請の必要性を認識できるよう、**接種券発送スケジュール等について予め周知**する。

運用イメージ

※詳細は現行の接種券再発行手続（自治体向け手引きで周知済）に準ずる。

郵送、窓口、電話、各自治体webサイトでの申請
※申請書の参考様式は、今後手引き等で周知



追加接種では、市町村が対象者を抽出した上で接種券を発行することとしているところ、転入者等は、接種券発行の申請の必要性について、必ずしも知ることができない状況にある。

市町村は、以下の事項について住民に周知を行うことが必要であると考えられる。

- ①2回目の接種を終了してから概ね8か月以上経過した者は、追加接種の対象になること
- ②接種券は、市町村において接種記録が確認できた者を対象に順次発送すること（あわせて発送スケジュールも周知）
- ③追加接種の対象であるにもかかわらず、接種券が届かない者は、市町村に対して接種券発行申請を行う必要があること

③接種済証の交付～概要～

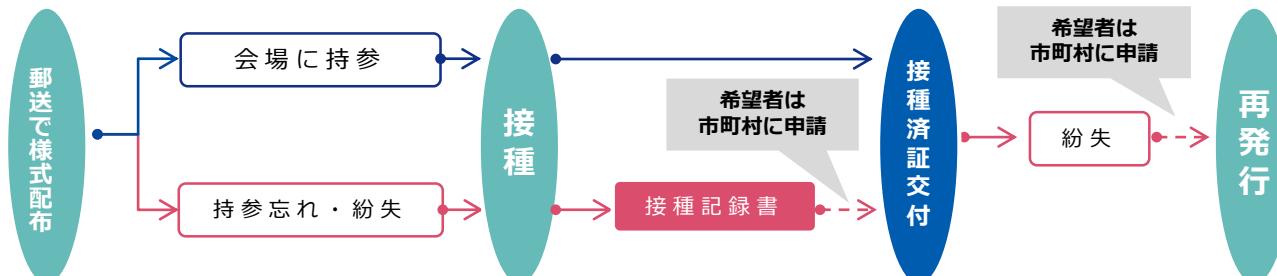
課題

- 接種券の新様式には接種済証部分がないことから、**接種済証を別に印刷することが必要**。
- 接種券と接種済証が一体でなくなることから、**接種済証のみ接種会場に持参し忘れたり、紛失したりする場合がある**。

追加接種時対応

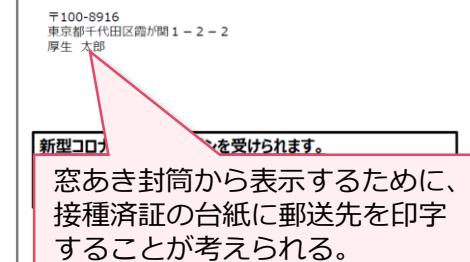
- 接種券とは別に新たな様式による接種済証を印刷**し、接種券一体型予診票と接種済証を同封して**住民に郵送配布**する。
- 接種済証を、接種会場に持参し忘れたり、紛失したりした者に対しては、**接種当日に接種記録書を交付**する。
⇒接種済証の交付を希望する者は、後日、市町村に交付申請を行う。
- 従来と同様、接種済証を紛失した者等から申請があった場合には、**接種済証の再発行（統一様式はなし）を可能とする**。

運用フロー



※複写用紙を用いて接種券の発行を行う自治体においては、
予診票の本人控え分に接種済証欄を設けて被接種者に交付することで、接種済証の交付とすることも可能とする。（参考様式は別途提示）

接種済証の新様式案



新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時） Certificate of Vaccination for COVID-19		
あなたの接種券番号： _____		
3回目	メーカー / Lot No. (シール貼付け)	氏名 厚生 太郎
接種年月日 年		住 所 〇〇県〇〇市〇〇 999-99
月 日		生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 生
接種場所		〇〇県〇〇市長 日本 一部

接種済証、接種記録書、接種証明書について

	予防接種済証	接種記録書	予防接種証明書
制度的位置づけ	予防接種法施行規則第4条及び附則第18条	局長通知（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き） ※地方自治法第245条の9に基づく処理基準	予防接種法施行規則附則第18条の2
目的	自治体による接種記録の証明	接種会場（医療機関）による接種記録の証明 (接種券付予診票を利用した医療従事者等への接種や職域接種において、接種済証の代替として活用)	海外渡航その他の事情により、本人の求めに応じ交付
内容	氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー／ロット（回数別） <u>接種実施自治体名</u> <u>接種実施首長名</u>	氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー／ロット（回数別） <u>接種会場（回数別）</u>	氏名 生年月日 国籍、旅券番号 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー／ロット／製品名（回数別） 接種国（回数別） <u>証明書発行者（例 ○県●市長）</u> <u>日本国厚生労働大臣</u> 証明書ID 証明書発行年月日

(参考)

予防接種済証に関する施行規則の規定・様式

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

（予防接種済証）

第四条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を交付するものとする。

- 2 前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、それぞれ当該各号に定める様式とする。
 - 一 法第五条第一項の規定による予防接種様式第一
 - 二 法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種様式第二
- 3 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、前二項に規定する予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

様式第二

No. _____				
予防接種済証(第 期)(臨時)				
住 所 氏 名				
年 月 日生				
回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー／ロット	備考
第一回		年 月 日		
第二回		年 月 日		
第三回		年 月 日		
第四回		年 月 日		
年 月 日				
都道府県				
知事又は市区町村長氏名				
□				

(参考) 接種記録書の様式

現行様式（職域接種用）

新型コロナワクチン接種記録書	
Record of Vaccination for COVID-19	
1回目	2回目
接種年月日	メーカー/Lot No. (シール貼付)
2021年 月 日	2021年 月 日
接種会場	
氏名 :	
住所 :	
生年月日: 年 月 日	
新型コロナワクチンの接種を受けた方へ	
後日、市町村から届いた接種券を必ず持参してください。	
<ul style="list-style-type: none">上記の接種記録書は、2回目の接種でもシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。後日、市町村から届いた接種券は、接種会場又は接種会場を主催している企業等にお持ちください。市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)	
新型コロナワクチンに関する相談先	
<ul style="list-style-type: none">ワクチン接種後に、健康に異常があるとき<ul style="list-style-type: none">ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談<ul style="list-style-type: none">市町村の予防接種担当部門	
新型コロナワクチンの詳しい情報については、 厚生労働省ホームページをご覧ください。 右のQRコードからアクセスできます。	

接種記録書の新様式案

新型コロナワクチン接種記録書	
Record of Vaccination for COVID-19	
3回目	接種年月日
年	月 日
接種会場	
氏名 :	
住所 :	
生年月日: 年 月 日	
接種券番号:	
<ul style="list-style-type: none">氏名、住所、生年月日、接種券番号は、本人が手書きで記載。接種記録書の偽造防止や、接種証明書発行の円滑化に資するよう、新たに接種券番号欄を設ける。さらなる偽造対策として、手書き記載事項と接種券等の照合も実施。	
新型コロナワクチンに関する相談先	
<ul style="list-style-type: none">ワクチン接種後に、健康に異常があるとき<ul style="list-style-type: none">ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談<ul style="list-style-type: none">市町村の予防接種担当部門	
新型コロナワクチンの詳しい情報については、 厚生労働省ホームページをご覧ください。 右のQRコードからアクセスできます。	

(参考)

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する施行規則の規定・様式

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

（予防接種証明書）

附則第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、海外渡航その他の事情により、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。

2 前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。

様式第三

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓)(別姓)名(別名) [Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]	
生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)	
国籍 [Nationality]	
旅券番号[Passport Number]	
1回目接種[First Dose]	2回目接種[Second Dose]
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者[Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)
備考 不要の文字は抹消して用いること	

接種証明書は、当分の間、海外渡航での活用を想定していることから、渡航先の国・地域を記載させるなどより、真に必要な場合のみに申請できる取り扱いとする。

（参考）令和3年8月3日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する「よくある御質問」について」（抄）

（問B-42）国内で使用する旨の申し出を受けた場合は、申請を受け付けなくてよいか。法的に発行を断ることは可能か。

（回答）省令上、申請者の要件として、海外渡航等の事情により発行を求める者としておりますので、今回の接種証明書発行手続は海外渡航向けに限ることをご説明した上で、海外渡航の意向が全くなく国内での使用の意向のみしか有しないことが明白な場合は、法制的に申請を拒否することが可能と考えております。なお、海外渡航の意向はあるが具体的な予定がないことをもって申請を拒否することは困難と考えております。

④ VRSへの接種記録読み取・登録 ~概要~

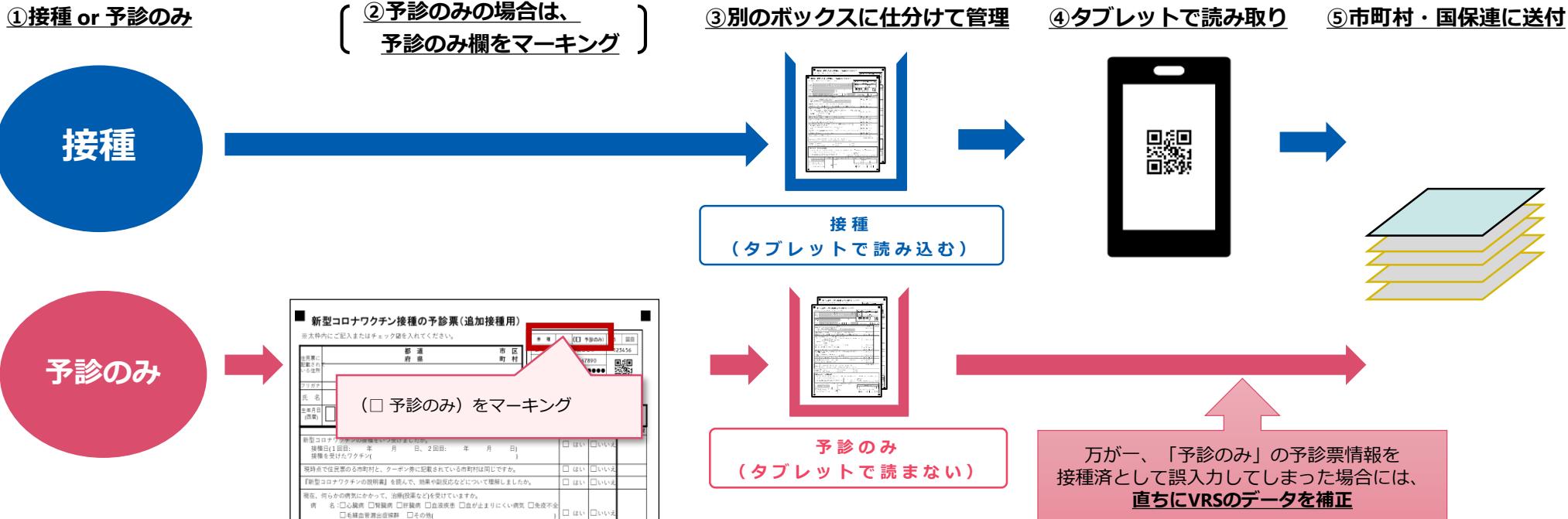
実施に当たっての課題

- OCRライン（数字18桁）のタブレット読み取りを原則としたことで、読み取りの速度等に課題があった。
- 予診票上で、シールの貼り分けによる「予診のみ」or「接種」の区別ができない。

追加接種時の対応

- 接種券へのQRコード印字を必須化することで、読み取りの速度等を向上。
- 予診のみとなった場合は、予診票の（□ 予診のみ）欄をマーキングする。
- 予診のみとなった場合の予診票情報を、VRSに誤って接種記録として入力しないよう、予診票の仕分け管理等を徹底。

予診のみの場合の予診票取扱いフロー（イメージ）



ワクチン接種記録システム（VRS）への早期入力のお願い

- 追加接種の実施に当たっては、VRSの接種記録を参照し接種対象者の特定を行うことが想定されます。
- **早期に1、2回目の接種を完了した医療従事者等については、最も早く追加接種の実施時期を迎えるため、接種券付き予診票で接種を行った医療従事者等の接種記録については、特に早急な入力作業を行う必要があります。**

事務連絡
令和3年9月22日

各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中
各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中

デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）
厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種記録システム（VRS）への早期入力のお願いについて

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種の実施に際しては、ワクチン接種状況の把握及び国と自治体との共有の効率化及び迅速化の観点から、ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）への入力をお願いしているところですが、本年9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナワクチンについて、追加接種（3回目接種）を行う必要があり、その実施の時期は2回接種完了から概ね8ヶ月以上後とすることが適当であるとの見解が示されました。

追加接種の実施に当たっては、VRSの接種記録を参照することで、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における接種対象者の特定を行っていただくことが想定されます。その際、VRSへのワクチン接種記録の入力遅れ等がある場合、接種対象者の特定が適切に行えなくなるものと考えられます。

接種対象者の検討は引き続き行うこととしておりますが、初回の接種を完了した全ての者が対象となった場合、早期に1、2回目の接種を完了した医療従事者等については、最も早く追加接種の実施時期を迎えるため、接種券付き予診票で接種を行った医療従事者等の接種記録については、特に早急な入力作業（※）を行う必要があると考えられます。

（※）接種券付き予診票で接種を行った先行接種対象者に係る登録方法につきましては、別添の「先行接種対象者及び要配慮者の登録方法」をご参照ください。

ワクチン接種関連の各種業務の遂行により大変多忙な中とは存じますが、VRSの履歴をはじめ、引き続き国と自治体の間で必要な情報共有を行い、追加接種の適切な実施を可能にする観点から、接種施設及び関係団体と連携しつつ、接種券付き予診票で接種を行っ

た医療従事者等の記録を含め、VRSへのワクチン接種記録の入力を可能な限り早期に行っていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、接種券付き予診票で接種を行った接種記録の入力やタブレット端末による接種券読み取り等に要する費用については、接種実績の報告等に伴う医療機関等におけるかかり増し経費として国が全額負担することとしておりますので、積極的にご活用いただくこともご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

追加接種に向けたワクチン接種記録システム（VRS）運用の留意点

○登録データの確認のお願い

VRSの記録については、正確性の確保の観点からこれまで登録データの確認の方法等についてお示ししてきましたが、追加接種に当たってはVRSの記録を用いて対象者の特定が行われることから、改めて登録データの確認の対応をお願いいたします。

なお、本日（9月22日）VRSに登録データの確認機能が実装されています。詳細については別途デジタル庁より事務連絡が発出されておりますのでそちらをご確認ください。

○追加接種時に予診のみとなった場合の対応について

追加接種では、予診票に接種券情報をあらかじめ印刷する仕様とした上で、予診のみとなった場合には手書きで情報の修正を行う運用が想定されています。

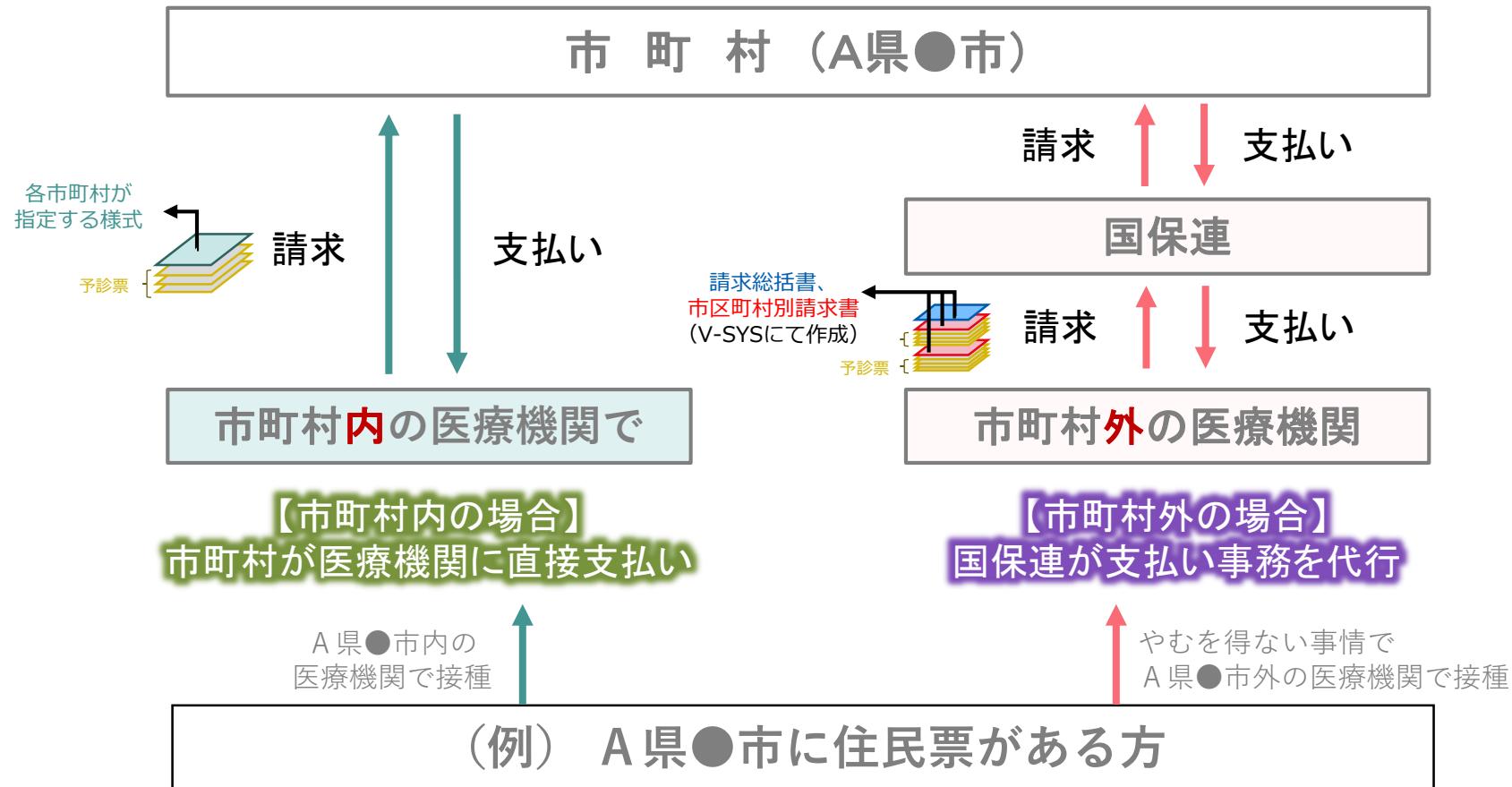
現在VRSでは予診のみの接種券の読み取りは任意となっておりますが、予診のみとなった場合に券種を手書き修正した接種券情報は読み取らないでください。

一方で、予診のみの記録をVRSに読み込んでいる自治体も一定数あることから、追加接種の予診のみの記録も登録できる機能をVRSに追加することを想定しています。本機能の詳細については別途お知らせする予定です。

⑤費用の請求・支払い～概要～

追加接種時の対応

- 従来と同様、予診票と請求書（V-SYSを用いて作成するもの等）を用いた運用を継続。



新型コロナワクチン追加接種の体制確保について（現時点での想定）

2回目接種から概ね8か月以上経過した者に追加接種の必要がある旨、審議会で議論が行われているところではあるが、各自治体において追加接種に向けた準備をあらかじめ進められるよう、現時点で想定される事項をまとめたもの。

1. 実施期間

- 1, 2回目接種を含む実施期間は、令和4年2月28日から延長の方向で検討中
- 追加接種は、早ければ令和3年12月から開始することを想定

2. 接種対象者

- 2回目接種終了者のうち、おおむね8か月以上経過した者を対象に1回の追加接種を行うことを想定
- 対象者の範囲は、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後お示しする

3. ワクチンの種類

追ってお示しする

4. 市町村・都道府県の主な役割分担

都道府県

接種に係る広域調整や進捗管理等の市町村支援、ワクチン配分調整、専門的相談体制の確保 等

市町村

接種の実施体制の確保、接種券一体型予診票・案内等の印刷・発送、ワクチンの配分調整、相談体制等の確保 等

5. 市町村において準備しておくべき事項

- (1) 予防接種実施計画等の更新
- (2) 追加接種の実施体制の確保
- (3) 集合契約
- (4) 接種対象者の抽出
- (5) 接種対象者への個別通知
- (6) 費用請求支払



6. 都道府県において準備しておくべき事項

- (1) 市町村事務に係る調整
- (2) その他（専門的相談体制の維持 等）

7. ワクチンの流通・分配

- (1) 地域担当卸の選定
- (2) ワクチンの分配
- (3) 注射針・シリンジ（注射筒）等の分配
- (4) その他（ディープフリーザー等）

8. 予算

（1）国の予算

追加接種に係る接種体制確保に必要な費用は、地方負担が生じることのないよう、国が全額を負担する方針のもと、必要な予算については今後措置する予定

- (2) 各地方公共団体における準備と予算の早期成立